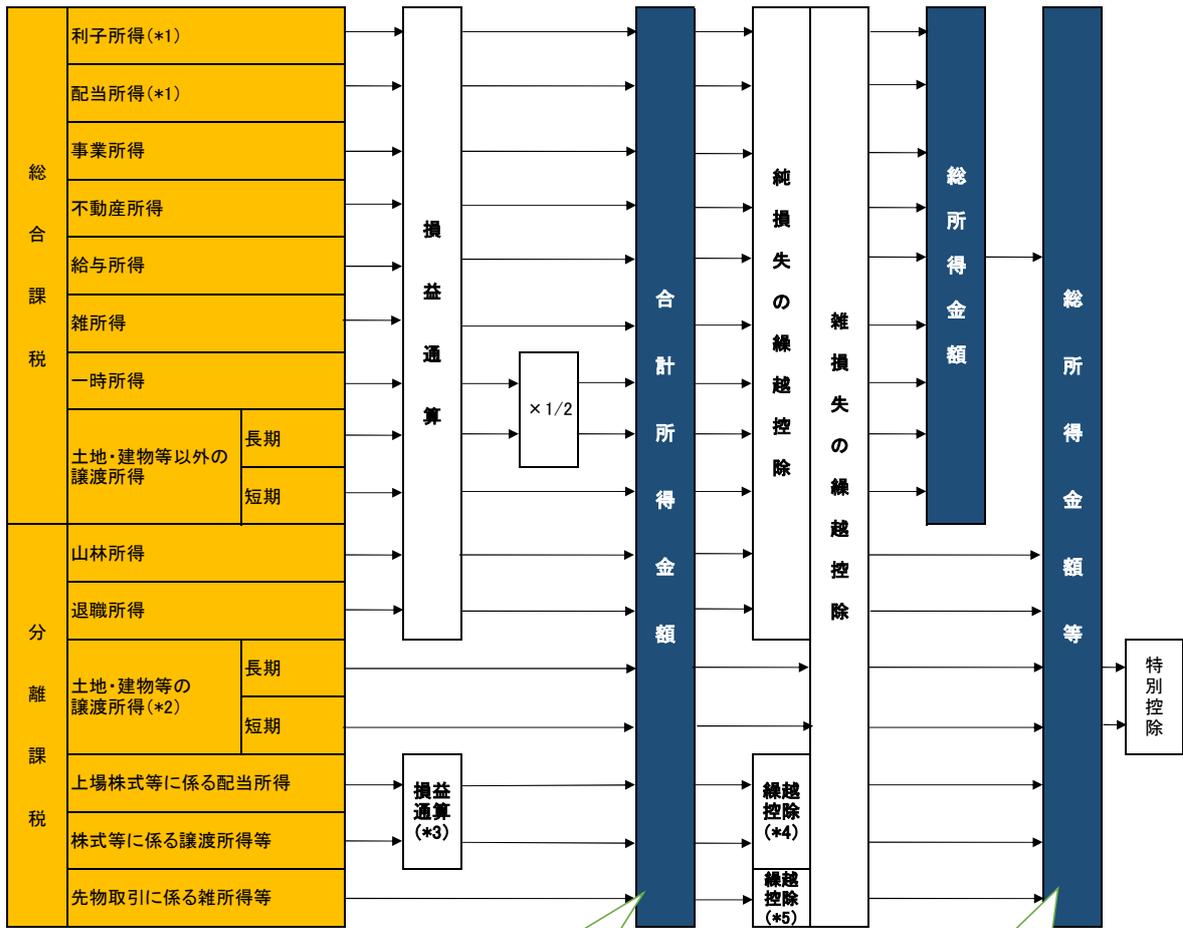


## ◎合計所得金額・総所得金額・総所得金額等



- ▼ 合計所得金額で判定するもの
- ◎ 障害者、未成年者、寡婦(夫)の非課税限度額
  - ◎ 均等割の非課税限度額
  - ◎ 扶養控除・配偶者特別控除の所得判定
  - ◎ 配偶者特別控除の所得1000万円超の判定
  - ◎ 寡婦(夫)控除の所得要件(500万円以下)の判定
  - ◎ 勤労学生控除の所得要件(65万円以下)の判定

- ▼ 総所得金額等で判定するもの
- ◎ 所得割の非課税限度額
  - ◎ 雑損控除
  - ◎ 医療費控除
  - ◎ 寄附金控除

\*1 源泉分離課税の適用を受けているものを除きます。  
 \*2 居住用財産の買い換え等の場合の譲渡損失がある場合は、損益通算及び繰越控除ができます。  
 \*3 上場株式等にかかる譲渡損失がある場合は、その年分の上場株式等に係る配当所得と損益通算ができます。  
 \*4 \*3にて控除しきれない損失がある場合は、繰越控除できます。  
 \*5 先物取引にかかる雑所得金額等に損失がある場合は、繰越控除できます。